

SEEDs支援事例：固定資産税等の口座振替案内チラシへのナッジ活用

【趣旨】

堺市税務運営課が市民等に案内している固定資産税等の納付方法に関する周知を進め、口座振替の利用による税収の増加を図るため、ナッジを活用したチラシデザインの提案による支援を行った。

【課題（ボトルネック）】

・チラシの文章がわかりにくかったり読むのが面倒等の理由により、固定資産税等の口座振替が利用されない

【概要】

- 対象 固定資産税等の滞納者
- 期間 2021年11月～12月
- 内容 固定資産税等の督促状に同封する口座振替案内チラシについて、ナッジを活用したデザインに変更

堺市税口座振替ご利用のおすすめ

堺市では、口座振替による納税を推奨しています。
口座振替は、ご指定の口座から納期前に自動的に振り替えられるため、納付の都合、金融機関等に出かける必要がなく、納め忘れもない安心・便利な納付方法です。
是非、この機会にお申込みください。

◇お申込みにあたって

- 同封の「口座振替納付依頼書・自動払込利用申込書」でお申し込みいただいた場合、個別納付の場合は今年度第3期分から振替ができます。全期分前納の場合は翌年度からの振替開始となりますので、今年度第3期分及び第4期分は納付書でお納めください。振替済の通知については、お送りしませんので、ご連絡ください。
- 同封の「口座振替納付依頼書・自動払込利用申込書」は固定資産税・都市計画税（土地・家屋）専用の申込書です。他の税目について、口座振替・自動払込をご希望の場合は申込書を送付いたしますので、裏面に記載の問い合わせ先までご連絡ください。
- 一度の手続きで、毎年自動的に継続します。
- 納期前の過ぎた市税の口座振替はできません。
- 過去にさかのぼってあらたに課税されたもの（過年度課税分）も振替します。
- 長期滞納者がなかった方や納金不足により連絡して口座振替できなかった方など一定の要件に該当し、自動的に口座振替の登録が取り消された場合は、再度お申込みが必要となります。

◇固定資産を複数物件お持ちの方へ

- 同一のご名義で固定資産を複数物件お持ちで、かつ通知書番号の前8ケタが同じものについては、いずれか1つの物件についてお申込みいただくご指定の口座からすべて振替します。（通知書番号の前8ケタが同じものについては、振替口座を分けることはできません。）
※通知書番号の前8ケタが異なるものは、それぞれお申込みが必要です。
例：単独名義と共有名義の物件を両方お持ちの場合
共有名義で代表者が同じでも、持分や共有者が異なる場合 など

◇お申込み方法

- ①同封の「堺市税 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）口座振替納付依頼書・自動払込利用申込書」にご記入、ご捺印ください。
- ②振替を希望される金融機関の窓口で、**同封の納付書（督促状）の指定納付期限までにお申込みください。**
その際に、同封の納付書（督促状）でご納付もあわせてお願いいたします。

固定資産税
都市計画税 の納付は **口座振替**でもっと安心・便利に

- ① 口座振替利用者の**約98%が納期内に納付!** 安心!
延滞金のリスクを減らすことができます。
- ② 一度口座振替を申込みれば、**毎年自動継続!** 便利!
納付のために出かける必要がなくなります。
- ③ 今回の納付と同時に **金融機関の窓口ですぐにお申込み**できます! 簡単!

◇お申込み方法



今すぐ申込書を記入しましょう! 記入例は裏面にあります。

◇お申込みにあたって

- 口座振替の開始については、後日付する「口座振替納付のお知らせ」でご確認ください。
- 住所等の通知については、お送りしませんので、連絡先入によってご確認ください。

◇同一名義の固定資産を複数物件お持ちの方へ

- 通知書番号の前8ケタが同じものについては、いずれか一つの物件のみお申込みご指定の口座からすべて振替します。

◇市税の口座振替についてのお問い合わせ先

堺市 市税コールセンター TEL 072(231)9800 FAX 072(231)5634

【活用したナッジ】

- ・メッセージの単純化、具体的な動作指示（Easy）
- ・損失の強調（Attractive）
- ・社会規範の提示（Social）